

平成28年9月16日判決言渡・同日原本交付 裁判所書記官

平成26年(ワ)第9845号 不当利得返還等請求事件

平成27年(ワ)第33110号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成28年6月3日

判 決

千葉県柏市青葉台2丁目27番11号

原 告 株式会社エイチ・アイ・シー

同代表者代表取締役 村 上 淳

同訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

仙台市青葉区花京院2丁目1番14号

被 告 株式会社ハイブクリエーション

同代表者代表取締役 阿 部 東

同訴訟代理人弁護士 井 上 義 隆

同 本 橋 たえ子

主 文

1. 原告の請求をいずれも棄却する。

2. 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1. 被告は、原告に対し、1億7753万8728円及びこれに対する平成26年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2. 被告は、原告に対し、252万1333円及びこれに対する平成27年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

原告と被告は、被告が、原告との間の基本契約に基づき、原告の代理店として原告からダーツマシンを賃借し、これを更に飲食店等の店舗に転貸して収益を上

げる事業を営んでいたところ、本件は、原告が、被告に対し、被告が上記基本契約の定める賃貸条件を無視したり、転貸先店舗や他の代理店等に対し他の業者に乗り換えることを慾望するなど、原告との信頼関係を破壊する行為に及んだため、上記基本契約及びダーツマシンの賃貸借契約を解除し、ダーツマシンの返還を求めたにもかかわらず、被告がダーツマシンを返還せずに転貸先店舗から転貸料を受領し続けたと主張して、不当利得返還請求権に基づき、被告が受領した転貸料から被告が原告に支払った賃料を控除した金額の返還及びこれに対する法定利息の支払を求めるとともに、上記信頼関係を破壊する行為等が不法行為に該当するとして、不法行為に基づき、無形損害及び弁護士費用の賠償並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者

原告は、業務用ダーツマシン等の遊戯機器の輸出入、販売、管理、レンタル、開発等を主たる事業とする株式会社であり、被告は、業務用ダーツマシンのレンタル及びダーツ用品の販売を主たる事業とする株式会社である。被告は、平成26年2月、原告のライバル企業である株式会社ダーツライブ（以下「ライブ社」という。）の完全子会社となった。

（2）原被告間の取引の経緯等

ア　原告と被告（当時の商号は日本キャピタル株式会社）は、平成17年1月5日、原告が被告に対しデジタルダーツマシンを委託設置し、被告がこれを借り受けることを内容とするデジタルダーツマシンレンタル委託設置契約を締結し、ダーツマシンの賃貸借取引を開始した（甲2）。

なお、上記契約においては、被告が同契約を期間内に解約する場合には、委託設置台数全部を対象としなければならないものとされていた。

イ　原告と被告は、平成20年12月11日、ダーツマシンの賃貸借に係る

条件を変更し、改めて、ダーツマシンの賃貸借契約に係る契約の基本事項を定めた「ダーツマシン賃貸借に関する基本更改契約書」を取り交わした（以下、当該契約書による契約を「本件基本契約」という。）（甲1）。

本件基本契約には、次のような条項がある。

（ア） 原告が被告に賃貸する機械の表示（第1条）

種類 業務用ダーツマシン

商品名 VSPHOENIX, PHOENIX

（イ） 本件基本契約の有効期間（第2条）

a 本件基本契約の有効期間は平成20年12月11日より1年間とし、当該賃貸借期間中に新たなダーツマシンに係る個別の賃貸借契約（以下「個別契約」という。）が成立した場合は、本件基本契約の有効期間は、自動的に新たな個別契約の賃貸借開始日より1年間に延長され、以後も同様とする（1項）。

b 原告は、本件基本契約の有効期間内であっても、被告に対し3か月前に書面による通知をすることによって本件基本契約を中途解約することができる（2項）。

c 個別契約の契約期間は、本件基本契約が終了するまでとし、被告はいずれかの個別契約のみを単独で中途解約することはできない（3項）。

（ウ） メンテナンス費用（第8条2項）

ダーツマシンの維持、保守及び修理に掛かる費用はすべて被告の負担とする。

（エ） 契約の終了（第16条1項）

本件基本契約が終了した場合は、原告は被告の代理店としての地位を承継し、被告は賃借するダーツマシンのすべてを自己の費用と責任において、直ちに、原告が指定する場所において、原告に引き渡し検収を得

なければならない。

ウ 原告は、本件基本契約に基づき、被告との間でダーツマシンに関する個別契約を締結し、被告に対しダーツマシンを引き渡し、被告がこれを飲食店等の店舗に転貸するか、直営店に設置して収益を得るという取引を継続的に行った（以下、この取引に係る事業を「本件事業」といい、本件事業において原告が被告に賃貸したダーツマシンを「本件ダーツマシン」という。）。被告が原告から賃借していた本件ダーツマシンは、平成23年8月12日時点において、別紙個別契約目録記載のとおり、PHOENIXが262台、VS PHOENIXが256台の合計518台であった。

(3) 本件基本契約及び個別契約の終了をめぐる原被告間の紛争の経緯

ア 被告は、原告に対し、平成23年8月1日到達の内容証明郵便により、本件ダーツマシンに係る個別契約を単独で中途解約することを禁止する本件基本契約の条項（以下「本件賃貸条件」という。）は、独占禁止法に違反し、ひいては公序良俗に反し無効であるとして、設置場所の確保等が困難であることを理由に、原告から賃借している本件ダーツマシンのうち2台について、個別契約を解除し、これらを返却する旨通知した（甲3）。

イ 原告は、被告に対し、平成23年8月12日到達の内容証明郵便（甲4）により、被告の上記通知行為は契約当事者間の信頼関係を根本から破壊する行為であり、本件基本契約に定める解除事由に該当するとして、本件基本契約及び個別契約を解除する旨の意思表示をした（以下「本件解除」という。）。

また、原告は、同日付で、被告の転貸先店舗に対し、「株式会社ハイブクリエーション様とのフェニックス代理店契約の終了のお知らせ」と題する書面（甲20）を送付し、原被告間の代理店契約が終了し、今後は原告が個別契約における賃貸人の地位を承継する旨を通知した。

ウ 被告は、原告が転貸先店舗に対し上記書面（甲20）を送付したこと

対抗して、平成23年8月14日付で、転貸先店舗に対し、「株式会社エイチ・アイ・シーからの書面に関するご連絡」と題する書面（乙1）を送付し、本件賃貸条件が独占禁止法、民法等の諸法令に照らし無効であり、本件基本契約はいまだ終了していないと考えている旨通知した。

エ　原告は、被告が本件解除の効力を争う姿勢を示したことから、改めて、平成23年8月22日到達の内容証明郵便により、被告に対し、本件基本契約第2条2項に基づき、本件基本契約を中途解約する旨の意思表示を行った（以下「本件解約」という。）（甲5の1・2）。

（4）原被告間における訴訟の経過等

ア　原告は、平成23年10月12日、被告に対し、本件基本契約及び個別契約は、本件解除又は本件解約により終了したなどとして、賃貸したすべてのダーツマシンの返還等を求める訴訟（以下「別件訴訟」という。）を東京地方裁判所に提起した。

イ　原告と被告は、被告が原告を相手方として取引関係の継続の確認等を求めて申し立てていた仮処分申立事件に係る平成23年10月28日の審尋期日において、①被告が仮処分の申立てを取り下げる事、②原告は、本案訴訟が終局するまでは、本件ダーツマシンの転借人に対し、被告との転貸借契約を終了させることに向けた働きかけをしないこと、③原告は、本件ダーツマシンの転借人に対し、本案訴訟が終局するまでは、本件ダーツマシンを従前どおり使用することができる旨の通知をすることを合意した（甲16）。

ウ　別件訴訟において、被告は、本件基本契約の定める本件賃貸条件は独占禁止法に違反し無効であるなどと主張して、本件解除及び本件解約の効力を争ったが、東京地方裁判所は、平成25年10月19日、本件解除の効力は否定したものの、本件賃貸条件は独占禁止法に違反せず、被告には契約当事者間の信頼関係を破壊するに至る程度の背信行為があったとして本

件解約の効力を認め、本件基本契約及び個別契約は、平成23年11月22日の経過により終了したとして、被告に対しすべてのダーツマシンを原告に引き渡す旨を命ずるとともに、未だ引渡しがされていない本件ダーツマシンについて、引渡しまでの賃料相当損害金の支払を命ずる判決を言い渡した（甲15）。

エ 上記1審判決に対し、原告及び被告の双方が控訴したところ、東京高等裁判所は、平成27年2月26日、本件賃貸条件の有効性及び本件解約の効力に関する原審の判断は維持したが、本件ダーツマシンはすべて引渡し済みであるか、返却の申入れ（弁済の提供）があったとして、本件ダーツマシンに係る原告の引渡請求を棄却するとともに、引渡し又は返却の申入れまでの賃料相当損害金は全額支払済みであるとして、賃料相当損害金の請求部分も棄却する判決を言い渡し、同判決は確定した（甲28）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 二重起訴の成否（本案前の争点）

（被告の主張）

本件訴訟の訴訟物である不当利得返還請求権は、別件訴訟において原告が請求していた賃料相当損害金の請求権と訴訟物を同じくし、別件訴訟において一部請求である旨が明示されていた事実もないから、本件訴訟の提起は、別件訴訟との関係で二重起訴に当たり、不適法である。

（原告の主張）

別件訴訟において原告が請求していたのは、債務不履行に基づく損害賠償請求としての本件ダーツマシンの賃料相当損害金であるのに対し、本件訴訟で原告が請求しているのは、本件ダーツマシンを転貸したことにより被告が得た利得の不当利得返還請求権に基づく返還であり、両者は訴訟物を異にする上、対象となる紛争事実も異なっているから、本件訴訟の提起は別件訴訟との関係で二重起訴には当たらない。

(2) 被告が受領した本件ダーツマシンの転貸料に係る不当利得の成否
(原告の主張)

ア 不当利得の成否について

(ア) 被告は、本件基本契約及び個別契約が平成23年11月22日の経過により終了し、同月23日以降は本件ダーツマシンの転貸による収益を取得すべき何らの権限を有しないにもかかわらず、別紙個別契約目録記載の返却申入日までの間、原告に本件ダーツマシンを返還することなく、転貸料を收受し続けた。

したがって、被告は、原告に返還すべきダーツマシンの転貸によって得た転貸料を不当利得として原告に返還すべき義務を負う。また、被告は悪意の受益者であるから、法定利息の支払義務を負う。

(イ) 本件のように他人の物を無権限で使用する侵害利得の不当利得においては、被告が第三者に転貸して得た転貸料全額について不当利得が成立し、原告に実際に損失が発生したことは不当利得返還請求権発生の要件ではない。また、仮に損失の発生が必要であるとしても、本件基本契約によれば、基本契約が終了した場合には、原告が個別契約の賃貸人の地位を承継することが予定されていたにもかかわらず、被告はその引継ぎに協力せず、転貸料を收受し続けたのであるから、原告には、転貸料の喪失という抽象的損失の発生が認められる。

(ウ) 侵害利得における不当利得返還請求権の機能は、物権的返還請求権を補完することにあるから、被告は、收受した果実である転貸料をすべて返還すべき義務を負い、当該果実を得るために要した費用を控除することは許されない。したがって、ダーツマシンの維持、保守及び修理等に要した費用を被告の利得から控除することはできない。

また、仮に費用の控除が認められるとしても、その費用は、通常要すべき費用相当額に限られるところ、その額は本件ダーツマシン1台当た

り1か月平均1051円にとどまる。

イ 被告が返還すべき利得の額について

被告が返還すべき利得の額は、被告が得た転貸料から、被告が原告に支払った賃料相当額を控除した金額であるが、被告が得た転貸料は、実際に得た転貸料ではなく、本件ダーツマシンを転貸することにより得られる通常の転貸料相当額をもって計算すべきである。そして、本件ダーツマシンを転貸することにより得られる通常の転貸料相当額は、被告が受領していた転貸料の平均をもって算定すべきところ、被告が受領していた転貸料の平均は、PHOENIXが月額5万1442円、VS PHOENIXが月額6万6400円であった。したがって、本件基本契約及び個別契約が終了した平成23年11月23日から被告による返却申入れがあった日までの上記転貸料相当額から、その間に被告が原告に支払った賃料相当額を控除した金額が、被告が返還すべき利得の額であり、その額は、別紙不当利得計算書1及び2記載のとおり1億4753万8728円（平成26年2月末日まで）及び252万1333円（平成26年3月1日から同年9月8日まで）となる。

（被告の主張）

以下のとおり、被告が取得したダーツマシンの転貸料については、不当利得の成立要件を満たしておらず、被告に返還義務はない。

ア 利得の不存在

被告が、転貸先店舗から受領していた本件ダーツマシンの転貸料は、①ダーツマシンの使用に対する対価部分と、②ダーツマシンの維持、保守及び修理等に対する対価部分から構成されるところ、①は被告が原告の所有する本件ダーツマシンの使用によって得た利益に当たるが、②は被告自身の労務による利益であって、他人の財貨又は労務によって得た利益には当たらない。そして、①に相当する金額は、原被告間の個別契約における賃

料に相当するところ、被告はこれを全額支払済みである。

被告は、原告から賃借して転貸していた本件ダーツマシンにつき、月1回の定期メンテナンスを実施するとともに、不具合が発生した場合には、原因の特定、交換部品の発注、取付作業等を行っていたのであり、本件ダーツマシンの転貸料から賃料を控除した金額は、かかる作業に対する対価である。そして、実際には、ダーツマシンの維持、保守及び修理等に要する費用（以下「メンテナンス費用」という。）は、本件ダーツマシンの転貸料から賃料を控除した金額を大幅に上回っており、本件ダーツマシンに関する被告の収支は大幅な赤字であって、被告に利得は存在しない。

イ 損失の不存在

原告が被告による本件ダーツマシンの使用により被った損失は、ダーツマシンの使用に対する対価部分に限られ、ダーツマシンの維持、保守及び修理等に対する対価部分については、原告がそのような労務を一切提供していない以上、これを取得できなくとも原告の損失となるものではない。

そして、原告が、賃料相当額の支払を受けている以上、原告に損失は存在しない。

ウ 因果関係の不存在

仮に原告が転貸料のうち賃料を超える部分を受領できなかったとしても、被告がこれを受領しなければ原告が受領できたとの関係にない以上、両者の間に因果関係は認められない。

エ 法律上の原因の存在

被告は、本件ダーツマシンの転貸料のうち、ダーツマシンの維持、保守及び修理等に対する対価部分については、かかる労務提供の対価として受領していたのであり、原告もこのことを容認していたから、被告がこれを受領することには法律上の原因がある。

(3) 不法行為の成否

（原告の主張）

ア 被告による不法行為

（ア） 被告は、平成23年8月1日、原告に対し、本件基本契約における本件賃貸条件が無効であると主張して、賃貸中の本件ダーツマシンのうち任意の2台の返却を申し入れ、本件基本契約による原告のビジネスモデルを否定し、原告の経済的信用を害した。

（イ） 被告は、原告の代理店であるシンソー・エー・ヴィ・システム株式会社（以下「シンソー社」という。）に対し、平成23年4月から7月頃にかけて、本件賃貸条件は独占禁止法に違反しており、無効であるとの虚偽の事実を告知した上、原告のビジネスモデルが破綻しており、原告とビジネスをしても明るい未来は訪れないと吹聴して原告の経済的信用を低下させ、大幅な値引き等の好待遇を餌に、ライブ社への乗り換えを執拗に勧誘した。

また、被告は、被告がライブ社の代理店らと結成した一般社団法人J.D.U.において、本件基本契約における本件賃貸条件が独占禁止法に違反しており無効であるとの虚偽の事実を告知、流布した。

（ウ） 被告は、平成23年8月14日付で、転貸先店舗に対し、本件賃貸条件が独占禁止法、民法等の諸法令に照らし無効である旨記載された書面（乙1）を送り、原告の経済的信用を害した。

（エ） 被告は、平成23年6月から7月頃にかけて、複数の転貸先店舗に対し、原告の東日本大震災の救済措置が悪かった旨の虚偽の事実を告知し、原告の信用を毀損した。

イ 原告の損害

上記の各不法行為により、原告は、特別の思い入れのある本件事業のビジネスモデルを否定され、経済的信用すなわち本件ビジネスモデルに基づいて築き上げてきた取引上の信頼関係を侵害された。

これによる原告の無形の損害は、2000万円を下らない。また、被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、1000万円が相当である。

(被告の主張)

以下のとおり、原告が主張する事実関係を前提としても、不法行為が成立する余地はない。

ア 被告が原告に対し本件賃貸条件が無効であると主張して、賃貸中の本件ダーツマシンのうち任意の2台の返却を申し入れたことは、原被告間の契約関係をめぐるやりとりにすぎず、これによって原告の経済的信用が害されることはない。

イ 被告が原告の他の代理店や転貸先店舗に対し、本件賃貸条件が無効である旨や東日本大震災の救済措置が不十分である旨を告知したとしても、それは単なる被告の意見の表明にすぎず、これにより原告の経済的信用が害されることはない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（二重起訴の成否）について

証拠（甲15、28）によれば、別件訴訟における訴訟物は、賃貸借契約終了に基づく本件ダーツマシンの引渡請求権及び債務不履行（引渡義務の不履行）に基づく損害賠償請求権としての賃料相当損害金請求権であるところ、本件訴訟における訴訟物は、被告が本件ダーツマシンの引渡義務を履行しない間に得た転貸料に係る不当利得返還請求権であって、両訴訟は、訴訟物を異にし、また、実質的な争点も異なるから、本件訴訟が別件訴訟との関係で二重起訴の関係にあるとはいえない。

したがって、被告の本案前の主張は採用することができない。

2 争点2（不当利得の成否）について

(1) 前記前提となる事実によれば、本件基本契約は平成23年11月22日の

経過をもって終了したため、個別契約もこれに伴い終了し、被告は、同月23日以降は、本件ダーツマシンを使用収益する権限を失ったものというべきである。そして、被告が、原告に対し、賃借していた本件ダーツマシンを返却したかその申入れをするまでの間の賃料相当額の損害金を支払済みであることは、当事者間に争いがない。

そこで、被告が、原告に対し、本件ダーツマシンを返却したかその申入れをするまでに間に転貸先店舗から受領した転貸料から、上記の支払済みの賃料相当損害金を控除した残額を不当利得として返還する義務があるかどうかについて検討する。

(2) 証拠（甲10, 15, 28, 38, 40, 43, 乙4, 6, 8, 12）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被告は、本件基本契約に基づき、原告から賃借した本件ダーツマシンを全国の飲食店等の店舗に転貸し、あるいは自己の直営店に設置することで利益を得ていたところ、原被告間の本件ダーツマシンの個別契約における賃料は、別紙個別契約目録の「賃料」欄記載のとおりである。

イ 被告が転貸先店舗から受領していた転貸料は、店舗によって異なるが、PHOENIXが1か月3万1500円から5万2500円、VS PHOENIXが1か月4万7250円から6万3000円程度であった。また、被告が平成23年当時に北海道、東北及び沖縄エリアの転貸先店舗との間で締結していた転貸借契約における転貸料の平均は、PHOENIXが月額5万1442円、VS PHOENIXが6万6400円であった。

ウ ダーツマシンを飲食店等の店舗に賃貸する事業を営む場合、ダーツマシンの維持、保守及び修理等のサービス（以下「メンテナンス・サービス」という。）を提供することが必要不可欠であるところ、本件基本契約上、転貸先店舗に設置された本件ダーツマシンのメンテナンス・サービスは代理店である被告の責任において行われることとされていた（本件基本契約

8条2項)。そこで、被告において、各店舗を月に1回訪問して行う定期メンテナンス(清掃、点検)を行っていたほか、不具合が発生した旨の連絡を受けて現地を訪問し、改修作業を行うことが1店舗当たり年に3、4回あったが、これらに要するメンテナンス費用は転貸料に含まれているというのが当事者の認識であり、被告は、部品交換等の実費が発生した場合にも、これを転貸先店舗に請求することなく、自己負担していた。

(3) 上記認定事実に基づき、原告の不当利得返還請求の当否について判断する。

ア 上記認定事実によれば、本事業は、転貸先店舗にダーツマシンを利用させるのみならず、メンテナンス・サービスを提供することにより初めて成り立つものであったところ、本件基本契約においては、本件ダーツマシンのメンテナンス・サービスは、専ら被告の責任において行うこととされており、実際にも、被告が転貸先店舗に対しメンテナンス・サービスを提供していたことが認められる。

そうすると、本事業は、原告が被告に本件ダーツマシンを賃貸し、被告がこれにメンテナンス・サービスという付加価値を付してエンド・ユーザーである転貸先店舗に提供することを内容とする事業であって、原告が被告から受領していた賃料はダーツマシンそのものの使用の対価であると考えられるのに対し、被告が転貸先店舗から受領していた転貸料は、これに上記付加価値であるメンテナンス・サービスに対する対価を付加したものであったと解するのが相当である。したがって、被告が受領した転貸料のうち、メンテナンス・サービスに対する対価に相当する部分は、ダーツマシンの使用収益そのものの対価ではなく、被告によるメンテナンス・サービスという役務提供の対価というべきものであるから、この部分については、本件ダーツマシンを使用できなかつたことによる原告の損失は観念できないというべきである。

そして、本件ダーツマシンの転貸料と賃料との差額が、被告の行ってい

たメンテナンス・サービスに対する対価を超えるものであったことを認め
るに足りる証拠はないから（甲37によれば、原告の代理店である株式会
社DACOSは、メンテナンスの部品代が本件ダーツマシン1台当たり平
均1か月1051円にすぎない旨報告していることが認められるが、メン
テナンスには出張費や作業料等も必要であると考えられるほか、メンテナ
ンスの体制を整備するためには、人件費や設備費等の固定費用も必要であ
り、メンテナンス費用が上記金額にとどまるとは考えられない。），本件
ダーツマシンの転貸料と賃料との差額が被告の不当利得になるという原告
の主張は採用することができない。

イ 原告は、本件はいわゆる侵害利得の類型に属する不当利得であるところ、
侵害利得の類型においては、損失の存在は擬制され、利得者は他人の財産
を利用することによって得た利益をすべて返還すべきであって、当該利益
を取得するために要した費用を控除することも許されないから、本件にお
いてメンテナンス費用を考慮することは相当でないと主張する。

しかしながら、本件においては、本件解除及び本件解約の効力が争われ、
別件訴訟においてその点についての審理が進められていた上、先行する仮
処分事件において、別件訴訟の終局までは原告において被告と転貸先店舗
との法律関係に介入しないことを前提とする合意が成立していたのであつ
て、このような客観的状況からすると、被告は、本件基本契約及び個別契
約の期間満了後も、これらの契約が継続していることを前提に本件ダーツ
マシンの転貸を継続していたというべきであって、被告による本件ダーツ
マシンの使用収益は、被告がその権限のないことを確定的に認識しながら
行っていたものということはできない。そうすると、本件は、権原に基づ
いて他人の物を使用収益したところ、事後的に当該権原の発生根拠たる契
約が無効であることが判明した場合（いわゆる給付利得と呼ばれる類型）
に近いという見方もできるのであって、必ずしも、いわゆる侵害利得の類

型の不当利得であると一義的に断定できるものではないと考えられる。

また、この点をひとまず撇くとしても、前記のとおり、本事業は、転貸先店舗にダーツマシンを利用させるのみならず、被告においてメンテナンス・サービスを提供することにより初めて成り立つものであったと認められるから、本件ダーツマシンのメンテナンス費用は、被告が独自に提供了役務に対する対価としての性質を有していたというべきであり、転貸料を得るために要した費用にとどまるとはいえない。

したがって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

ウ さらに、原告は、本件基本契約においては、個別契約が終了した場合には原告が転貸人の地位を承継することとされていたから、原告には、転貸料を取得できなかつたという抽象的な損失が発生しているとも主張する。

しかしながら、証拠上、原告が個別契約における転貸人の地位を承継したことが認められるのは1件（株式会社 Bull's Star の事例）にとどまる上、証拠（甲15、28）及び弁論の全趣旨によれば、本事業に関し被告との契約関係を解消した転貸先店舗は、すべて原告の他の代理店と契約を締結したことが認められ、個別契約が終了した場合に必ずしも原告が転貸人の地位を承継することが通常であったとはいえない。また、これらの点を撇くとしても、前記のとおり、本事業においては、転貸人においてダーツマシンのメンテナンス・サービスを提供することが前提となっていたのであって、実際に当該サービスを提供していなかつた原告が、当然にその対価としての性質を要する転貸料と賃料との差額について損失を被つたということはできない。

そうすると、この点に関する原告の主張も採用することができない。

(4) 以上によれば、被告が本件ダーツマシンを権限なく使用収益したことにより原告が取得する不当利得返還請求権は、本件ダーツマシンの賃貸により通常得られるべき賃料相当額にとどまると解すべきところ、その額が、本

件各ダーツマシンの個別契約における賃料を超えることを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、本件ダーツマシンの個別契約に係る賃料相当額が全額支払済みであることは前記のとおりであるから、原告の被告に対する不当利得返還請求は、すべて理由がないというべきである。

3 争点3（不法行為の成否）について

(1) 被告が原告に対し本件ダーツマシンのうち任意の2台の返却を申し入れた行為について

被告が、平成23年8月1日、原告に対し、本件基本契約における本件賃貸条件が独占禁止法に違反し無効であるなどと主張して、賃借中の本件ダーツマシンのうち任意の2台の返却を申し入れたことは当事者間に争いがない。

この点、別件訴訟において、本件賃貸条件が独占禁止法に違反するものではないと判断されたことは前記前提となる事実のとおりである。しかしながら、本件賃貸条件が独占禁止法に違反するかどうかは、法令の解釈の問題であって、被告が、弁護士にも相談の上、本件賃貸条件が無効であると考えて上記行為に及んだことは弁論の全趣旨により明らかである。そうすると、このような行為は、原被告間の契約上の信頼関係を破壊する行為あるいは債務不履行と評価されることがあるとしても、これをもって原告に対する不法行為を構成するということはできない。

また、原告は、被告の上記行為により原告の経済的信用が害されたと主張するが、上記行為は、契約の履行又は不履行に関する契約当事者間のやりとりにすぎず、これにより原告の経済的信用が害されたとはいえない。

したがって、原告の主張は理由がない。

(2) 被告が原告の他の代理店に対し、本件賃貸条件が無効であることを告知して、ライブ社のダーツマシンを取り扱うことを勧誘した行為について

証拠（甲7、15、28）及び弁論の全趣旨によれば、被告が、平成23年4月から7月頃にかけて、原告の代理店であるシンソー社に対し、原告から賃借している本件ダーツマシンと入れ替える形でライブ社のダーツマシンを扱うことを勧誘し、複数回の協議をしたこと、その際、本件賃貸条件は無効であり、ダーツマシンの返却は可能であると発言したことが認められる。

被告が原告の他の代理店に対し、他社のダーツマシンを取り扱うことを勧誘することは、代理店が他社に乗り換えることがシェアに与える影響の大きさ等を考慮すると、原告との契約上の信頼関係を破壊するに足りる背信行為と評価されるべき行為ではあるが、他方で、それが自由競争の範囲を逸脱した態様で行われたことを認めるに足りる証拠がないこと、被告が乗換えを提案したシンソー社は、結果的に乗換えに応じておらず、原告には何らの損害も発生していないというべきであることからすれば、これが直ちに原告に対する不法行為を構成するとは認められない。

この点、原告は、被告が原告の他の代理店に対し本件賃貸条件が独占禁止法に違反するとの虚偽の事実を告知し、原告のビジネスモデルが破綻した旨述べて勧誘することにより、原告の経済的信用が害され、無形の損害を被ったと主張する。しかしながら、本件賃貸条件が独占禁止法に違反する旨の告知は、被告の法的見解の表明にすぎず、シンソー社も結果的に被告の勧誘に応じていないことからすれば、被告の一代理店に対する上記言動によって原告の経済的信用が侵害されたとは考えられない。

したがって、原告の主張は理由がない。

(3) 被告が転貸先店舗に対し、本件賃貸条件が独占禁止法に違反する旨の書面を送付した行為等について

被告が、平成23年8月14日付けで、転貸先店舗に対し、本件賃貸条件が独占禁止法等に違反して無効である旨記載された書面（乙1）を送った

ことは当事者間に争いがない。

しかしながら、上記書面は、原告が被告の転貸先店舗に送付した書面（甲20）に対抗するために被告が送付した書面であり、本件賃貸条件が独占禁止法に違反するという点も、本件解除の効力に関する被告の法的見解の表明であって、このことにより原告の経済的信用が侵害されるとは考えられない。したがって、かかる行為が原告に対する違法行為となるとはいえない。

また、被告が、ライブ社の代理店らと結成した一般社団法人において、本件賃貸条件が独占禁止法に違反しており無効であるとの事実を告知したとしても、これも本件賃貸条件の効力に関する単なる意見の表明であって、このことにより原告の経済的信用が害されるとは認められない。

したがって、原告の主張は理由がない。

(4) 被告が、転貸先店舗に対し、原告の東日本大震災の救済措置が悪かった旨告知した行為について

証拠（甲7～9）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、原告の震災対応が不十分であるとの不満を有していたことが認められるから、転貸先店舗に対し、そのような意見を伝えていた可能性は否定できない。しかしながら、被告が、誰に対し、具体的にいかなる事実を暗示したのかについては、原告の主張によっても明らかではないし、証拠上も不明である。そして、被告が、原告の震災対応に関し不満を表明し、これを批判するような言動を転貸先店舗に伝えたというだけでは、それは被告の単なる意見の表明にすぎず、これにより原告の経済的信用が侵害されるとは考えられない。

したがって、原告の主張は理由がない。

4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の被告に対する不当利得返還請求及び不法行為に基づく損害賠償請求はいずれも理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

裁判長裁判官 谷 口 安 史

裁判官 安 江 一 平

裁判官 丹 野 由 莉